

平成20年12月16日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 殿

株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 松本 正幸



申入書に対するご回答

先日、2008年10月27日、貴団体より頂戴しました「申入書」につき、ご回答申し上げます。

以下、先の申入書の記『請求の要旨』、『申入れの要旨』に沿って、ご回答申し上げます。

記

申入書 第1『消費者契約法第12条に基づく請求の要旨』および第3『紛争の要点』に関する回答

1. 弊社のJ:COM TV サービス加入契約約款第7条第1項は加入月を含め6か月間という最低利用期間を定め、同条第2項は最低利用期間内に解約又は解除する場合には、加入者に解除料をお支払いいただくことと定めていますが、この規定は次のとおり消費者契約法に違反するものではないと考えております。

2. まず、貴見は「加入者が、最低利用期間以内に解約する場合であっても、実際に貴社のサービスを利用したこと（番組視聴、貸与機器使用等）の対価は番組利用料として、（契約時及び解約時に必要な）工事に要する費用は工事費として、すべて支払うことになり、解約により、貴社に損害は生じません。」とのことですが、この点は事実と異なります。

加入者が弊社と契約を締結し、弊社が提供するサービスを受けるに際しては、引込・宅内工事が必要となります。「引込・宅内工事に係る費用」は、①実際にかかる直接的な工事費（加入契約約款13頁、3. 工事費、損害金の項目記載の「実費」）と②工事に伴う間接費（工事の管理・監督等の人件費）に分かれます。

前者①については、確かに、当該約款上は、加入者は、契約締結時に引込・宅内工事費を支払うこととされていますが、実際には、加入者の初期負担を軽減し、加入しやすくするために、加入契約約款第15条第1項ただし書に基づき、一部を弊社において負担し、加入者には減額後の金額だけをお支払いいただくような措置を講じております。

例えば、総務省／（社）デジタル放送推進協議会が作成した「地上デジタルテレビ早わ

かりガイド」では、ケーブルテレビで地上デジタル放送を受信する場合の費用、すなわちケーブルテレビサービスに新規に加入する場合の費用は、初期工事費が約2万円～5万円程度と記載されています。弊社においても、上記の「引込・宅内工事に係る費用」は概ねこれに準じた金額となっていますが、弊社は、加入者の初期負担を軽減し、加入しやすくするために、加入者にお支払いいただく直接的な工事費（標準工事費）を6,300円(税込み)とし、それを超える工事費の金額を弊社が負担することとしております。

また、後者②についても、相当の金額を、すべてを弊社が負担し、加入者にはご負担いただいております。

さらに、加入者が新規に加入するに際しては、上記の「引込・宅内工事に係る費用」の他に、「新規加入に伴う業務費用（加入申込審査確認等）」が発生し、また解約するに際しては、「加入者の解約に伴う端末機器転用に要する期間的ロス（に対応する費用）」が発生します。

3. 弊社は、その提供するサービスの特性として加入者に継続的にご利用いただくことを前提として引込・宅内工事費やサービスの利用料金等を設定しており、契約の締結ないし解約に伴い生ずる、上記の様々な損害項目は、一定期間、継続的にサービスをご利用いただいた場合に、その利用料等に由来する事業上の利益等を原資として回収することを予定しており、弊社の損害としては残らないこととなりますが、加入者が短期で解約され利用料等に由来する事業上の利益等を原資として回収することができない場合、弊社にはそれらの損害が現実の損害として残らざるを得ないこととなります（弊社の内部的な計算では、最低利用期間以内に解約される場合に、解除料として6か月の残余期間のサービス利用料相当額をお支払いいただいても、なお当該損害を填補することはできません）。また、短期で解約される加入者に解除料として当該損害の一部を負担していただかなければ、長期にサービスをご利用いただく加入者との費用負担における公平を失することにもなります。

4. なお、貴見は「貴社放送センターから保安器までの施設は貴社が費用負担して貴社の所有物（これは当該加入者のためだけに存在するものではありません。）となり（約款20条1項）、また、保安器の出力端子からテレビ受信機までの施設は加入者が費用負担して加入者の所有物となっていますので（約款20条2項）、加入者が最低利用期間以内に解約することによって、施設の所有関係に変化はない以上、施設設置費用が貴社の損害になることもありません」とのことですが、弊社放送センターから保安器までの施設のうちの一部は、個々の加入者にのみ対応し、解約によって、他の加入者のために転用することが実質的に困難なものがありますから、施設の所有関係に変化がないことと、施設設置費用が弊社の損害になるか否かは直接関係するものではありません。

5. 以上のとおり、弊社が加入者にお支払いいただいている解除料は、「引込・宅内工事に係る費用」、「新規加入に伴う業務費用（加入申込審査確認等）」、「加入者の解約に伴う端末

機器転用に要する期間的ロス（に対応する費用）」など、具体的な工事等の作業や実際の人員・労力を要する項目について生ずる損害額を、その工事、作業等に照らして相当な金額単価に基づいて算定した結果、弊社に発生する平均的損害額を超えておりません。

したがって、弊社の J:COM TV サービス加入契約約款及び当該約款に基づき加入者にお支払いただいている解除料は、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」として消費者契約法第 9 条第 1 号に違反するものではないと考えます。また、具体的な金額としても、加入者の契約後 6 か月以内の解約を実質的に制限するものでもありませんので、同法第 10 条にも違反するものではないと考えます。

6. なお、加入者が最低利用期間以内に解約される場合に、解除料として 6 か月の残余期間のサービス利用料相当額をお支払いいただくことについては、解約時にトラブルとなることがないように、加入申込みをしていただく際に、特にご注意ください事項として説明の徹底を図るとともに、「ご理解の度合いをチェックさせていただくハガキ」や「ご加入時における確認シート」その他の方法で、ご理解の度合いを確認し、ご理解が十分でないと考えられる場合には、再度説明を行っております。さらに今後は、概ね 70 歳以上の高齢者の方等から弊社サービスにお申込みを頂く際には、CS 推進責任者（後述）が直接お客様と会話しお客様のサービス内容・費用負担の理解度を確認したうえで十分ご理解ある場合にのみ受付することを検討しております。

申入書 第2、第4『消費者団体としての申し入れの要旨』に関する回答

『1 申し入れの要旨1について』の回答

1. 貴見においては、弊社の訪問による加入促進活動について「総務省の付託事業であるアナログ放送から地上デジタル放送への切り替え工事（無料）と同時に又はその機会を利用してケーブルテレビ加入（有料）のための勧誘活動が行われている」とありますが、弊社は総務省の付託事業を実施している事実無く、その機会を利用することはできません。この点についてはご認識が事実と異なっていると考えます。

2. 貴見のご指摘は、マンション等の集合住宅において弊社が実施している『ケーブルテレビ設備導入工事』を指してのことと存じますが、これは総務省の付託事業ではなく、弊社の有料サービスを利用できるようにすることを目的にマンションの所有者や管理会社との契約に基づき実施するケーブルテレビ設備導入工事やメンテナンスであります。

なお、戸建住宅においても総務省の付託事業として「無料で地上デジタル放送への切り替え工事」は実施しておらず、そのような訪問や勧誘も行っておりません。

3. 弊社はケーブルテレビ設備導入工事やメンテナンス作業のための訪問に際しては、事前に添付①の「お知らせ」を配布しております。この「お知らせ」には、見開きの最上部に大きな文字で「弊社有料サービスのご案内をさせていただきます」と記載しており、実際の訪問時にも案内冒頭に口頭で弊社の有料サービスの説明をしてよいかの確認を行い、

お客様のご理解を得た上でサービス内容のご説明を行っております。

また添付①の「お知らせ」では、地上デジタル放送の受信方法としてケーブルテレビ（弊社有料サービス）以外の受信方法もご紹介しており、更に、弊社の有料サービスにご加入いただくことになった場合には添付②「確認書」を使って、誤解が生じないよう工夫を重ねております。

このような弊社の活動状況から、「地上デジタル放送の切り替え工事であることを強調した訪問スタイル」というご認識は事実と相違あるものと考えます。したがって、「弊社における加入促進活動が「販売目的隠匿型の販売行為と実質的に同様」というご指摘は当たらないと考えます。

4. 貴見「有料のケーブルテレビの契約をしなくても、テレビ番組はこれまでどおり視聴できる事実を正確に理解できる人たちばかりではありません」とのご指摘について、弊社も十分なご案内が必要と認識しております。

弊社では高齢者からの問い合わせ等が現時点においても存在することは承知しており、一層の「わかりやすい説明」や「契約時の再確認」など機能強化を現在も継続しているところであります。

これまで高齢者等からの加入申込み時にはご本人以外のご親族等へ説明を希望するかどうかを確認し、ご希望に応じご親族等への説明を実施しておりますが、今後は営業部門とは別の「CS（顧客満足）推進責任者」等により、概ね70歳以上の高齢者の方等から弊社サービスにお申込みを頂く際には、直接お客様と会話しお客様のサービス内容・費用負担の理解度を確認したうえで十分ご理解ある場合のみ受付することを検討しております。

今後は契約内容の理解度が不十分なことによるお申込の取り消しやご解約があった場合にはCS推進責任者がお客様のご要望に柔軟に対応するなどし、誤解やトラブルの未然防止に鋭意対応してまいります。

『2 申し入れの要旨2』についての回答

1. 前述のとおり、これまで高齢者の方等から加入申込みを受けた際には、従来からご親族等へ説明を希望するかどうかを確認し、ご希望に応じご親族等への説明を実施しておりましたが、今後は社内にCS推進責任者を配置し、概ね70歳以上の高齢者の方等から弊社サービスに加入申込みを受けた際には、CS推進責任者が直接お客様と会話し、お客様が弊社サービスの内容、費用負担、加入申込みをされる理由（事情）その他加入申込みを判断される上での重要な事項についてご理解いただいているかを再度確認させていただき、ご理解されていることが確認できる場合のみ加入申込みを受け付けることとするともに、万一、ご契約の内容のご理解が不十分であったことによるお申込みの取り消しやご解約のお申し出があった場合には、CS推進責任者がお客様のご要望に柔軟に対応するように致します。

2. 弊社では工事費用の割引キャンペーン時においてもケーブルテレビサービスのご加入には月々の利用料が必要な旨記載した加入申込書、および重要事項説明書をお渡ししております。

しかしながら、お客様が有料放送を無料と誤認し、加入申込みをされようとする方がいるとの指摘をいただき、弊社としましては誤解されたままで加入申込みされることがないように、重要事項説明書をご理解いただいた上で、加入申込みにおいて特にご注意いただきたい事項を添付②「確認書」にて確認し、トラブル発生の未然防止を図る所存です。

また弊社は、お申込後 8 日以内であればお申込みの取り消しができる制度を独自に用意しており、重要事項説明書にも記載しお客様への周知を図っております。

3. 弊社では日々の業務において常にご指摘の点を意識するよう大阪府消費者保護条例パンフレット等を使用し、執拗・強引な勧誘行為がなされないことがないように、CS 推進責任者が営業員の「執拗・強引な契約」に対する意識をチェックしております。今後は、一層の徹底を図ります。

4. 弊社では加入申込日（加入申込書記入日）から起算して 8 日経過するまでの間は申込みの取り消しを受け付けております。しかし、一部の加入者は機器設置日（開通工事日）を加入申込日と誤解され、取り消しのお申し出をされることがありました。今後は一層、加入申込時に取り消しが可能な 8 日間を分かりやすくご案内することの徹底を図ります。

以上

快適なテレビライフのために。

ケーブルテレビ設備導入工事と サービスのご案内に関するお知らせ。



重要

現在、皆さまがお住まいの住宅では、テレビアンテナを利用し、テレビをご視聴されております。この度、ケーブルテレビ設備の導入工事に伴い、テレビアンテナによる受信からケーブルテレビ受信に変わる事により、電波障害などの影響を受けず、安定した受信環境でお楽しみいただくことが出来るようになります。

本導入工事は、皆さまに快適にテレビを視聴して頂く為にも必要な工事となります。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせは、

〈右記エリア以外にお住まいの方〉
J:COM カスタマーセンター

☎ **0120-999-000**

受付時間 AM 9:00~PM 9:00 年中無休

〈吹田市・豊中市・池田市・高槻市・島本町・東大阪市・守口市・門真市・四條畷市・大東市・寝屋川市・交野市にお住まいの方〉
ジェイコムウエスト カスタマーセンター

☎ **0120-365-234**

☎ 携帯電話・PHSからのお問い合わせは **06-4865-5010**
年中無休

〈大阪市：北区・淀川区・東淀川区・旭区・都島区・中央区・城東区・貝見区・東成区にお住まいの方〉
ジェイコムウエスト 大阪セントラル局 カスタマーセンター

☎ **0120-344-210**

年中無休

ご希望の方には、工事当日、弊社担当より工事内容詳細およびケーブルテレビ、インターネット、電話等、弊社有料サービスのご案内をさせていただきます。

添付①

快適なテレビ生活をおすすめいただくために・・・

J:COM (ジェイコム) が実施する、「ケーブルテレビ設備導入工事」についてご説明いたします。

① 建物共用部工事

引込工事+共用部(ブースター・分配器の交換)の工事を実施します。

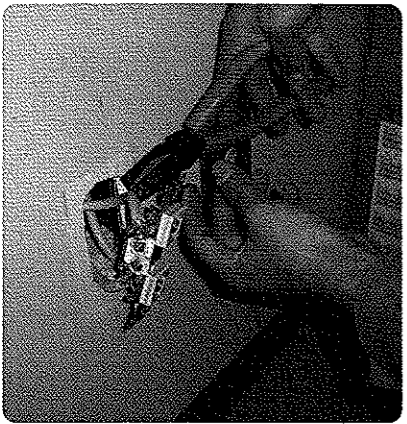
工事期間中は断続的にテレビの電波が中断しますので、特に録画時にご注意ください。

② テレビ端子交換、テレビ・ビデオ等のチャンネル設定作業

テレビ端子の交換およびテレビ、ビデオ等のチャンネル設定を行い受信電波を測定します。宅内工事時間は、テレビ端子数によって異なります。目安としては、30～40分程度で終了します。工事方法によりテレビ端子の交換は行わず、お部屋に直接ケーブル線を入線させて頂く場合があります。

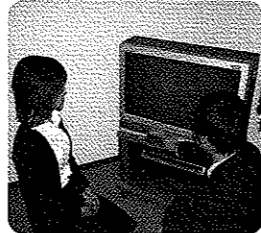
最新の設備に！ テレビ端子交換

居室内の各テレビ端子を交換いたします。端子交換を行う事により安定した受信環境をお届けします。同時に電波レベルの測定も行います。



チャンネル数がアップ！ チャンネル設定

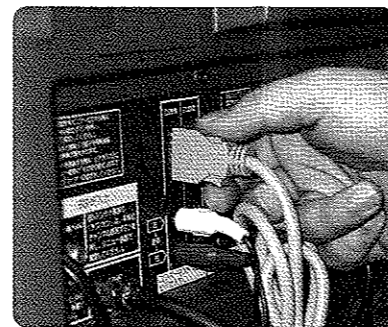
導入工事完了後は、従来の放送に加え、地域情報(コミュニティチャンネル/J:COMチャンネル)などが楽しめるようになります。アンテナ受信とは周波数が異なるため、弊社にてテレビ・ビデオのチャンネル設定をさせていただきます。特にサンテレビ、テレビ大阪については、建物共用部分工事後、映らなくなりますが、テレビ端子交換・チャンネル設定作業後からご覧頂けるようになります。



※建物の設備やテレビにより、受信調整ができない場合があります。
※お手持ちのテレビ、ビデオ等のリモコンによっては、チャンネル調整できない場合があります。
※衛星放送など建物のアンテナから直接受信されているチャンネルにつきましては調整対象外といたします。また、NHK(受信料等)については別途、NHKとご相談ください。

テレビ・ビデオまわりの接続を最適化 テレビ・ビデオの 配線確認

テレビ端子からテレビ・録画機器までの配線を確認します。テレビ受信に最適な環境をアドバイスいたします。接続方法等については、お気軽にお尋ねください。



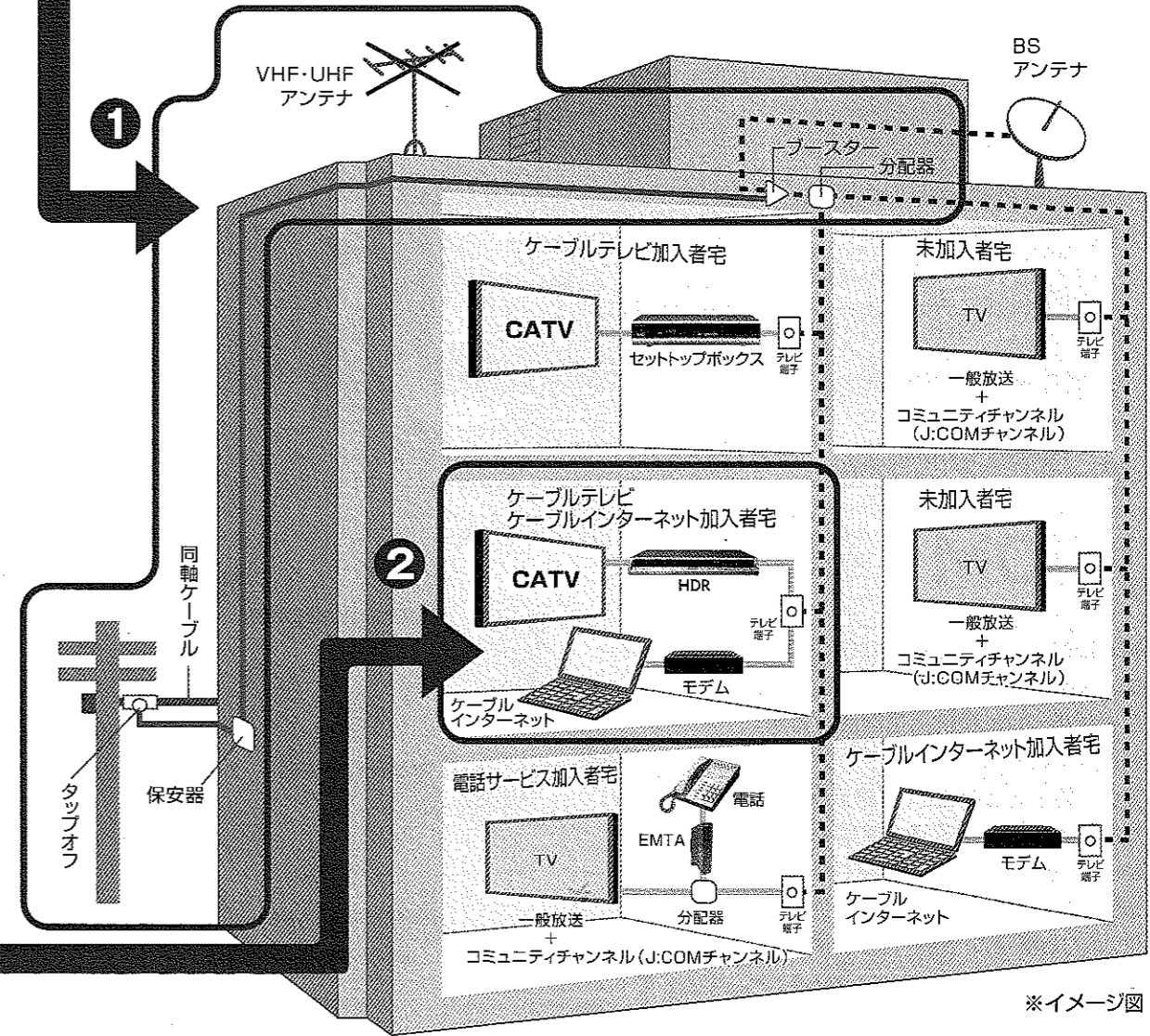
※状況により配線の交換を実施いたします。

皆さまがお住まいの建物のしくみ(例)

アンテナ受信からケーブルテレビ受信に変わります。

- J:COMで配線する部分(保安器も含む)
- 建物の完成時にすでにある配線部分
- ~~~~~ 宅内側の配線部分

※このような配線を通じてさまざまなテレビ電波は送られています。



※イメージ図

ご都合に合わせて、
お選び頂けます！

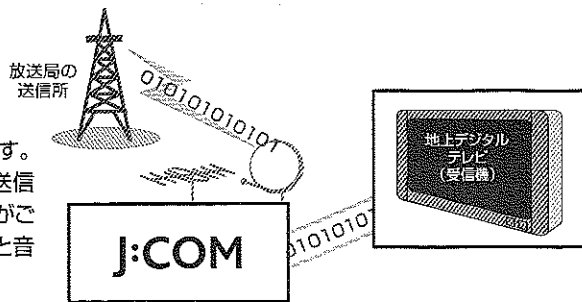
宅内工事は約1週間の余裕を持って期間を設定しています。皆様のご都合のよい日時を同封の「宅内工事希望日調査票」からお選びください。また、期間内にご都合が合わない場合はお気軽に弊社担当までご相談ください。

今回の設備導入工事に関わる皆さまの費用負担は一切ございません。

地上デジタル放送とは…

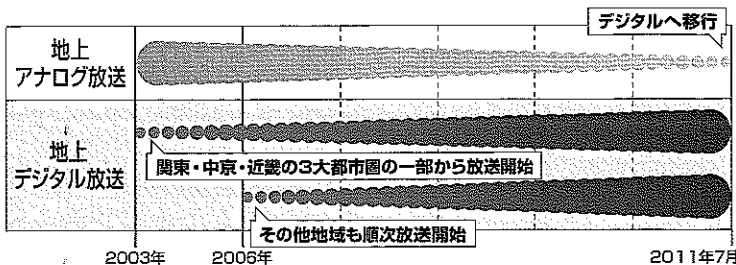
デジタル方式

映像や音声を0と1のデジタル信号に置き変えて送信することがデジタル方式です。デジタル信号で送信することにより、従来のアナログ方式に比べ多くの情報を送信することができるので、データ放送やEPG(電子番組表)などの便利なサービスがご利用いただけます。また、デジタルは雑音の影響を受けにくいので、安定した映像と音声を受信することができます。



デジタル化のスケジュール

地上デジタル放送は2003年12月より、関東・中京・近畿の三大広域圏からスタートしました。実施は段階的に進められ、2011年7月24日をもって全ての地上テレビ放送は、アナログからデジタルへ移行します。



地上デジタル放送の視聴方法

地上デジタル放送がそのまま見られるテレビとそのままでは視聴できないテレビがあります。従来のアナログテレビで見るにはデジタルチューナーに接続するか、ケーブルテレビに加入することでデジタル放送を見ることができます。

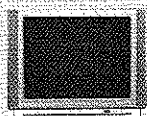
- A** デジタルテレビに買い換える
- B** デジタルチューナーを買い足す
- C** ケーブルテレビで視聴する



地上デジタルチューナー内蔵型テレビ

地上デジタル放送対応のテレビをお買い求めになれば、高画質なハイビジョン放送やデータ放送などのデジタル機能をお楽しみいただけます。

※デジタル機能を制限した廉価タイプのテレビもあります。
※UHFアンテナの設置や交換が別途必要な場合があります。



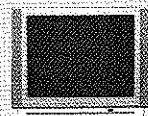
今お使いのテレビ



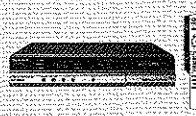
地上デジタルチューナー

アナログテレビをそのままお使いになる場合は、デジタルチューナーやデジタルチューナー内蔵の録画機器を買い足せば地上デジタル放送をお楽しみいただけます。

※デジタル機能を制限した廉価タイプのテレビもあります。
※UHFアンテナの設置や交換が別途必要な場合があります。
※お持ちのテレビの種類によって画質やデジタル機能が異なります。
※ハイビジョン画質で視聴するにはD3/D4端子以上が必要です。



今お使いのテレビ



ケーブルテレビ専用デジタルチューナー

現在お使いのテレビでもケーブルテレビ専用のデジタルチューナー(STB)を接続すれば地上デジタル放送をお楽しみいただけます。

※ケーブルテレビ専用デジタルチューナーは、ケーブルテレビサービスにご加入いただき、毎月、月額基本料をお支払いいただく必要があります。
※ハイビジョン画質で視聴するにはD3/D4端子以上が必要です。

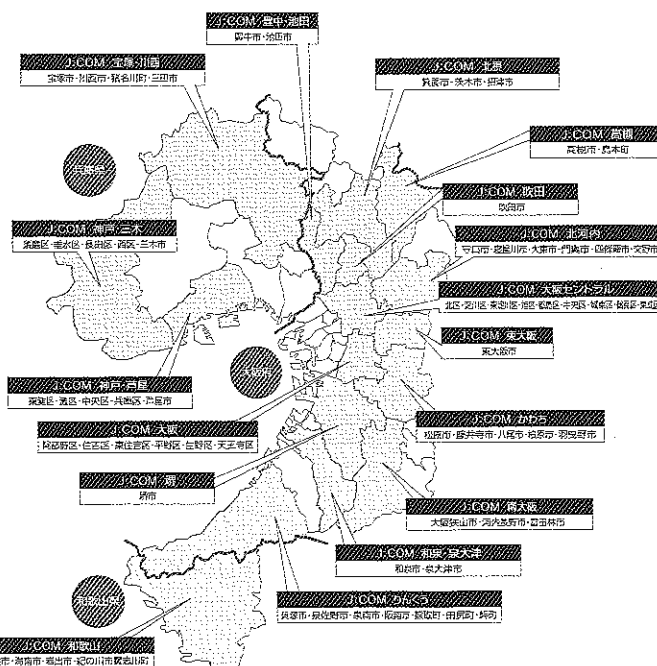
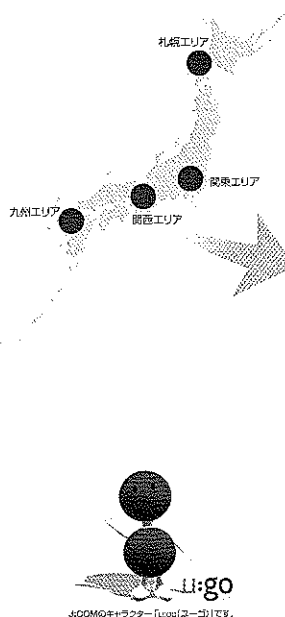
地上デジタル放送についてのお問い合わせは

J:COM地上デジタル相談窓口 ☎ **0120-953-274** AM9:00~PM6:00 平日のみ (地上デジタル放送に関する一般的なお問い合わせにお答えします。)

J:COM

株式会社ジュビターテレコム(J:COM)は、1995年に設立された国内最大手のケーブルテレビ局統括運営会社です。札幌、関東、関西、九州エリアのケーブルテレビ局を統括運営し、有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業を行っています。豊かな地域社会の形成を目指し、エリアに根ざした事業運営を行うとともに、「J:COM」という統一ブランドのもとでケーブルテレビ、高速インターネット接続、固定電話、ケータイのサービスを総合的に提供しています。

[ジェイコムウエスト サービスエリア]



※J:COM 大阪セントラル、J:COM 吹田、J:COM 豊中・池田、J:COM 高槻、J:COM 東大阪、J:COM 北河内では、ケータイ電話サービスの提供は行っておりません。
※掲載内容は、2008年4月1日現在の情報を元に作成しております。

お申し込みの際にご確認いただきたい事項

この度は、J:COMサービスにお申し込みいただき、ありがとうございます。

ご契約内容に関しての諸注意は、別冊の「J:COMサービスご加入に関する重要事項説明書」をご一読いただきますようお願いいたします。

ご不明点がございましたら、お気軽に担当者またはカスタマーセンターまでお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

なお、お申し込みの際し、地上デジタル放送受信についてのご質問、お問い合わせが比較的多くなっており、この機会にご認識いただきたく、以下に記しましたので併せてご確認いただき、をお願いいたします。

また、大変お手数ですが、弊社担当者の説明をご了承いただいたことを確認させていただくためにも、最後にご署名、ご捺印をお願いいたします。

【地上デジタル放送について】

1. 地上デジタル放送への移行について

- アナログテレビ放送は2011年7月24日に終了し、地上デジタル放送へ移行する予定です。(総務省発表)
*現在お持ちのテレビでも、アナログ放送が終了するまではテレビ放送を視聴いただけます。

2. デジタル放送の視聴について

①J:COMにご加入されないで地上デジタル放送を視聴する場合

- 地上デジタルチューナーの準備または地上デジタルチューナー内蔵テレビの準備が必要です。

②J:COMにご加入されて地上デジタル放送を視聴する場合

- 弊社から貸し出すSTB(デジタルチューナー)を設置したテレビにおきまして、地上デジタル放送、BSデジタル放送、ケーブルデジタル(CS)放送が視聴できます。ご利用にあたっては設置工事費、月額利用料が必要になります。

【ご家族への説明について】

- 弊社では、サービス内容に対するご理解を深めていただき安心してご利用をいただくため、ご家族やご親族の方への説明をご希望に応じ実施しております。

ご希望の場合は、説明を完了してから工事を実施させていただきます。

ご家族等への説明について

希望する

希望しない

(どちらかに○をつけてください。)

お客様ご記入欄			弊社記入欄			
ご家族等 のお名前	続柄		説明 実施日	平成	年	月 日
			お客様#	—		

■ 「重要事項説明書」を受け取り、契約内容の説明を受け理解した。

■ 上記の内容を確認したうえで工事を希望する。

平成 年 月 日

ご署名

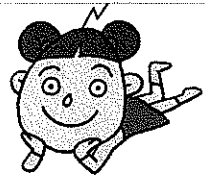
Ⓜ

弊社担当

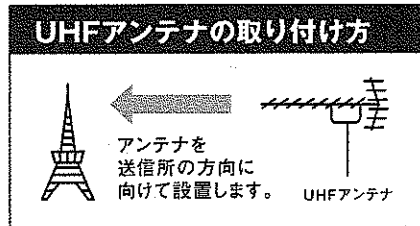
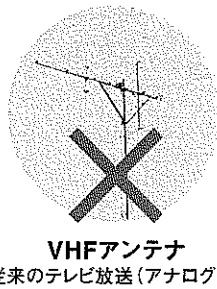
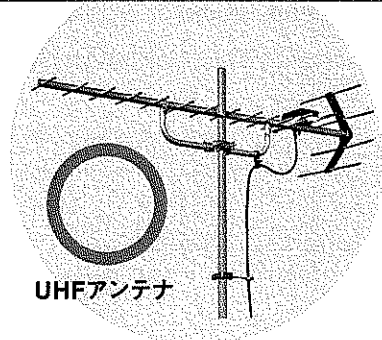
ジェイコムウエスト大阪セントラル局カスタマーセンター
0120-344-210(平日9時~19時、土日祝9時~18時)

アンテナはどうするの？

地上デジタル放送はUHFの電波を使って放送されます。
 これまでVHFだけしかなかった地域でも、
 UHFアンテナをつけることによって地上デジタル放送を受信できます。

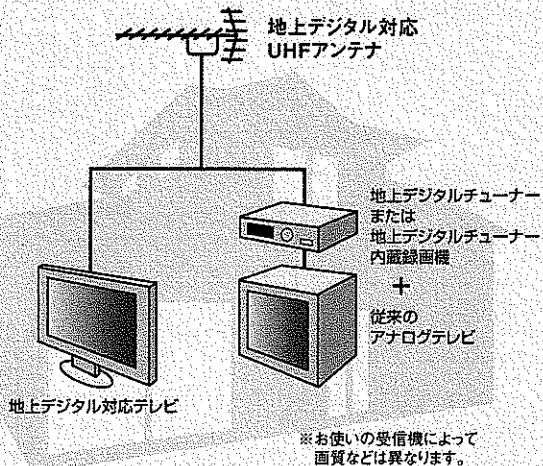


地上デジタル放送を見るにはUHFアンテナが必要です。



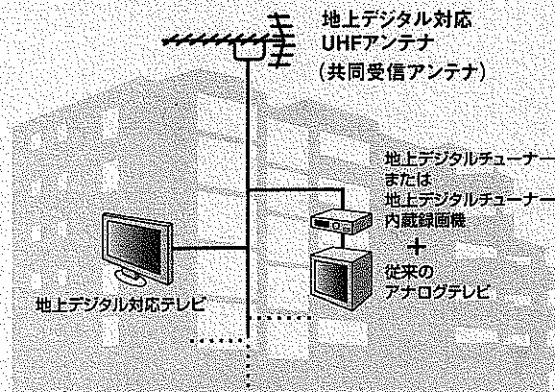
- ※地上デジタル放送は、アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのまま受信できますが、調整や交換が必要な場合もあります。
- ※地上デジタル放送の場合、比較的電波の強いところでは地上デジタル放送用室内アンテナで見ることができます。
- ※共同アンテナ、ケーブルテレビをご利用の方は、アンテナを個別に設置する必要はありません。
- ※アンテナの調整、設置工事等には費用がかかります。

戸建て住宅などにお住まいの場合 (個別アンテナで受信)



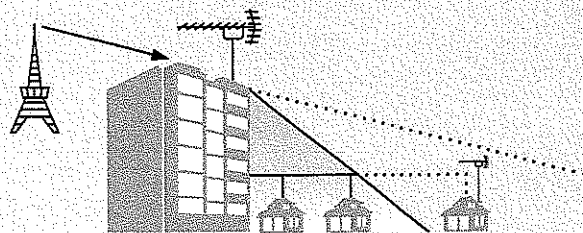
マンション・集合住宅などにお住まいの場合 (共同アンテナで受信)

- 共同受信アンテナで見える場合は、改修工事が
必要になる場合があります。
- 詳しくは、建物の所有者、または管理組合などにご相談の上、
お早めにご準備ください。



ビル陰の共同受信設備でご覧になっている場合

地上デジタル放送に変わると受信障害が解消されることがあります。
 この場合は、各ご家庭で個別にUHFアンテナを取り付けて見ることが可能となります。解消されない場合は設備の改修工事が必要になる場合がありますので、保守管理会社や受信障害の原因である建物の所有者にご相談ください。



★テレビの設置やアンテナについては、テレビをご購入されたお店にご相談ください。

費用はどのくらいかかるの？

地上デジタルテレビ放送を受信し、そのサービスを楽しむためのテレビやチューナー、アンテナなどの周辺機器には、現在数多くの種類があり、費用もさまざまです。

デジタル機器それぞれに特徴がありますので、ご自分に合った受信方法をご考慮のうえ、お選びください。

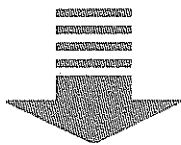


総務省/（社）デジタル放送推進協会
作成資料「地上デジタルテレビ
早わかりガイド Vol.4」抜粋

デジタルテレビで受信する場合

地上デジタル対応テレビをアンテナにつなぎ、設定することで視聴できます。

※UHFアンテナの設置や交換が必要な場合があります。

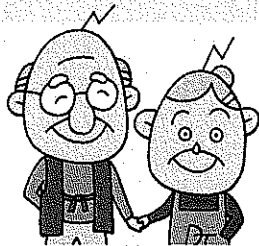


地上デジタル対応テレビ

- 大きさ:13型～50型程度
- 価格:約4万円～60万円程度
- ※50型以上の大型もあります。

地上デジタル対応UHFアンテナ

- UHFアンテナ単体価格:約5千円～
- UHFアンテナ設置・工事費用:約3万円～
- ※工事内容によって異なりますので、お近くの電気店・家電量販店にご相談ください。



アンテナ設置や設備の改修費用は、工事内容によって異なります。また、地域によってはブースターや混合器などが必要になる場合があります。

デジタル機器、設置に関する料金は地域によって異なりますので、詳しくはお近くの電気店・家電量販店へお問い合わせください。

チューナーで受信する場合

現在お使いのテレビに、地上デジタルチューナーもしくは、地上デジタルチューナー内蔵の録画機器を接続すると視聴できます。

※UHFアンテナの設置や交換が必要な場合があります。



地上デジタルチューナー

- 価格:約1万円～数万円程度

地上デジタルチューナー内蔵の録画機器

- 価格:約5万円～30万円程度

ケーブルテレビで受信する場合

専用の機器が要らない場合

地上デジタル対応テレビ、または現在お使いのテレビに地上デジタルチューナーもしくは、地上デジタルチューナー内蔵の録画機器を接続して視聴できます。個別受信アンテナは不要です。



地上デジタル対応テレビ

- 大きさ:13型～50型程度
- 価格:約4万円～60万円程度
- ※50型以上の大型もあります。

地上デジタルチューナー

- 価格:約1万円～数万円程度

地上デジタルチューナー内蔵の録画機器

- 価格:約5万円～30万円程度

専用の機器が要る場合

現在お使いのテレビに、ケーブルテレビ専用の受信機器（STB:セットトップボックス）を接続することで視聴できます。個別受信アンテナは不要です。



ケーブルテレビ専用の受信機器（STB）

レンタル費用、購入価格はケーブルテレビ会社にお問い合わせください。

例）一戸建て、TV単独新規加入の場合

- 新規加入契約料:約0円～5万円程度
- 初期工事費:約2万円～5万円程度
- 月額利用料:約3,000円～5,000円程度



工事費、利用料や機器レンタル料などの諸費用のほか、ケーブルテレビの方式や、受信機器の台数、設備状況や契約内容によって料金が異なります。

ケーブルテレビ加入に関する料金は地域によって異なりますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ会社へお問い合わせください。

テレビを廃棄する場合

現在お使いのテレビを廃棄する場合には、家電リサイクル法に則り、適正な処理をお願いします。資源の有効活用と不法投棄の防止にご協力をお願いします。

★テレビの使い方、つなぎ方がわからないといった相談は、各メーカーに直接ご連絡ください。

悪質商法にご注意！

最近、テレビ調査人や工事人を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺（架空請求）を行ったりする例がおきています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。